

## 野辺地町防災土養成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第一条 町民の防災力の向上を図るため、自主防災組織に所属する者に対し、予算の範囲内において、野辺地町防災土養成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和五十六年野辺地町規則第二号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第二条 補助金の交付の対象者は、規約、防災計画、組織図等により、平常時及び災害時における活動を明確にしており、かつ、町に設立の届出を行った自主防災組織に所属する者とする。

2 前項に規定する補助金の交付の対象者は、原則として一会計年度において、一自主防災組織につき一名とする。

### (補助対象事業)

第三条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付決定を受けた日の属する年度の三月十五日までの間に実施する防災士資格取得に係る事業とする。

### (補助対象経費)

第四条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接要する経費であって、次に掲げるものとする。

- 一 新たに防災士の資格取得に係る研修受講料
- 二 新たに防災士の資格取得に係る合格後の認証登録料
- 三 消防吏員特例による防災士認証登録料

### (補助金の額)

第五条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、その限度額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 研修受講料 一名当たり一万五千円
- 二 認証登録料 一名当たり五千円

### (交付申請)

第六条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助申請者」という。）は、別に定める期間内に補助金交付申請書（様式第一号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 事業計画書（様式第一号の別紙一）
- 二 収支予算書（様式第一号の別紙二）
- 三 その他町長が必要と認める書類

### (交付決定)

第七条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第二号）により、補助申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に際し、必要に応じて条件を付すことができる。

### (補助金の交付の条件)

第八条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合の条件となる。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業内容変更承認申請書（様式第三号）を町長に提出してその承認を受けること。ただし受講日、受講場所等軽微な変更はこの限りでない。

二 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第四号）を町長に提出してその承認を受けること。

三 補助対象事業の状況、補助対象事業の経費の収支及びその他補助対象事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から五年間保管しておくこと。

（申請の取下げ）

第九条 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して十日を経過した日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第十条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して三十日を経過した日又は翌年度の四月十日のいずれか早い期日までに、町長に対し事業実績報告書（様式第五号）を提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 事業実績書（様式第五号の別紙一）
- 二 収支決算書（様式第五号の別紙二）及び支払を証する書類の写し
- 三 研修履修証明書等及び認証状等写し
- 四 その他町長が認めるもの

（補助金の額の確定）

第十一條 町長は、事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を決定し、補助金確定通知書（様式第六号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の方法）

第十二条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第七号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第十三条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。